

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1 事業報告

業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況の概要 . . . 1 頁

2 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 . . . 6 頁

連結注記表 . . . 7 頁

3 計算書類

株主資本等変動計算書 . . . 13 頁

個別注記表 . . . 14 頁

九州電力株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html) に掲載すること
により、株主の皆さまに提供しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制]

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行の法令・定款への適合及び会社業務の適正を確保するため、以下の体制を整備する。

1 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

- 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定する。また、取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、職務の執行状況の報告を定期的に受ける。
取締役会の意思決定・監督機能の有効性について取締役会構成メンバーによる評価を定期的に行う。
- 取締役会は、その監督機能の有効性を高めるため、2名以上の社外取締役の設置などにより、当社から独立した立場からの助言等を受ける。
取締役候補者の指名や報酬などに関して、社外取締役の適切な関与・助言を得る。
- 取締役会は、法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため、社長執行役員を委員長とし社外の有識者等を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、公正な事業活動を推進する。
- 取締役及び執行役員は、全ての事業活動の規範として定められた「九電グループCSR憲章」及びこれに基づく行動規範である「コンプライアンス行動指針」を率先して実践する。
- 取締役及び執行役員は、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断する。
- 取締役会、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、監査等委員会又は監査等委員が、適法性を欠くおそれのある事実、あるいは会社へ著しい損害を与えるおそれのある事実等に対して勧告及び助言を行った場合は、これを尊重する。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については、社内規程に基づき、管理責任箇所を定め適正に保存・管理する。
- 職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する基本方針、規程に基づき必要に応じたセキュリティの確保を図る。

3 リスク管理に関する体制

- 経営に影響を与えるリスクについては、リスク管理に関する規程に基づき、定期的にリスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び部門業務に係る重要なリスクを明確にする。
- 各部門及び事業所は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理する。
- 複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処する。
- 特に、原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努めるとともに、取締役、執行役員等による情報の共有化を行い、継続的にその低減を図る。
- これらのリスク等が顕在化し、非常災害や社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

4 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- 取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、社長執行役員が会社の業務執行を統轄するにあたり重要な業務の実施に関する事項について協議するための組織として、「経営会議」を設置する。また、重要事項についての事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置する。
- 会社業務の執行にあたり、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図るため、「執行役員」を設置する。
- 取締役会は、執行役員の業務委嘱、業務担当等を定め、執行役員は、これに基づき業務の執行にあたる。
- 取締役、執行役員及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、「組織・権限規程」において、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

5 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

(1) 法令等の遵守のための体制

- 各部門等に「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法令等の遵守を推進する。
- コンプライアンスの徹底を図るため、従業員に対するIT利用に伴うリスク管理も含めた教育・研修等を行い、「九電グループCSR憲章」及び「コンプライアンス行動指針」の浸透と定着を図る。
- 当社及びグループ会社の社員等からコンプライアンスに関する相談を受け付けるため、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外にそれぞれ設置し、相談者保護など、適切な運営を図る。
- 財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制を整備することによって、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 内部監査の体制

- 業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や保安活動に係る品質保証体制及び業務執行の状況等について監査する。
- 原子力事業については、原子力に特化した内部監査組織を設置し、保安活動に係る品質保証体制及びこれに基づく業務執行の状況等について監査する。

6 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 企業グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、グループ一体となった経営を推進する。
- グループの経営課題に対処するため、グループ会社にリスク等への対応策を織り込んだ事業計画の策定や実績の報告を求めるとともに、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、グループ会社との事前協議を行う。
- 企業グループの公正な事業活動を推進するため、グループ会社と一体となったコンプライアンス教育等を実施し、「九電グループCSR憲章」の周知・浸透を図るとともに、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を図る。
- 企業グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社で構成する各種会議体を設置するとともに、企業グループの情報ネットワークの活用を図る。
- 当社内部監査組織は、グループ会社に対し、必要に応じて監査を実施する。

7 監査等委員会の職務執行の実効性を確保するための体制

(1) 監査等委員会を補助するスタッフの体制

- 監査等委員会の職務を補助するため、専任の組織として「監査等委員会室」を設置し、必要な人員を配置する。

(2) 監査等委員会スタッフの独立性を確保するための体制

- 監査等委員会室に所属する従業員は、監査等委員会の指揮命令の下で職務を執行する。
- 監査等委員会室に所属する従業員の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議する。

(3) 監査等委員会への報告に関する体制

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員は、監査等委員会から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。
グループ会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員は、当社監査等委員会から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。
- 取締役及び執行役員は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う。
グループ会社の取締役、執行役員及び監査役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに当社監査等委員会に報告を行う。
- 取締役は、監査等委員会に上記の報告を行った者がそれにより不利な取扱いを受けないように適切に対応する。

(4) その他監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会からの「経営会議」等重要会議への出席要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査及び費用の確保に協力する。
- 代表取締役及び内部監査部門は、監査等委員会と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。

〔当該体制の運用状況の概要〕

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況については、各部門における自己評価及び内部監査部門による監査を行い、取締役会にて確認いたしました。当事業年度における運用状況の概要については次のとおりであります。

- 取締役会を、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、企業経営の重要事項の決定並びに業務の執行状況の監督を行っております(2019年度17回開催)。なお、取締役会の意思決定・監督機能の有効性については、取締役会構成メンバーによる評価を定期的に行い、取締役会にて確認しております。
- 独立性の高い社外取締役を5名選任し、その経験や知見から、取締役会等において議案審議等に必要の発言や助言を受けるなど、経営に対する監督機能の強化を図っております。
- 「コンプライアンス委員会」を設置(2019年度2回開催)し、コンプライアンス経営に関する提言や取組み状況のモニタリング等を行うとともに、「コンプライアンス相談窓口」を設置、運営し、コンプライアンス経営を推進しております。
- 情報の取扱いや情報セキュリティに関する規定及び管理体制を整備し、情報の適正な保存・管理を行うとともに、必要に応じたセキュリティの確保を図っております。
- 非常災害等をはじめ事業全般における様々なリスクの抽出、評価を定期的に行い、重要なリスクを明確にするとともに、対応策を事業計画に織り込むなど、リスク管理の徹底を図っております。
- 「経営会議」(2019年度36回開催)及び各種会議体を設置し、企業経営上の重要な意思決定に関する協議などを行っております。
- 「組織・権限規程」など関係規定を整備するとともに、業務運営体制や責任と権限を明確化し、適正かつ効率的な業務執行に努めております。
- 財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制整備を図るとともに、「財務報告開示委員会」を設置、運営し、財務報告の信頼性、適正性の確保に努めております。
- 2030年を見据えた経営の方向性として「九電グループ経営ビジョン2030」を策定し、グループ内の緊密な情報連携を図ることなどにより、持続的な成長を目指したグループ一体となった経営を推進しております。
- 業務執行に対し中立性を持った内部監査部門を設置し、法令等の遵守や業務執行状況、保安活動に係る品質保証等に関する監査や必要に応じた提言を実施することなどにより、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図っております。

- 監査等委員会の職務を補助する専任組織として「監査等委員会室」を設置するとともに、監査の計画立案、実施等において内部監査部門と緊密な連携を図ることなどにより、監査等委員会の監査の実効性、効率性を高めております。

連結株主資本等変動計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

九州電力株式会社

(単位 百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	237,304	120,831	300,551	△ 1,524	657,162	4,090	△ 4,306	△ 3,582	△ 13,928	△ 17,726	25,814	665,250
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額												
非支配株主との 取引に係る親会 社の持分変動		21			21							21
剰余金の配当			△ 18,884		△ 18,884							△ 18,884
親会社株主に帰属 する当期純損失			△ 419		△ 419							△ 419
自己株式の取得				△100,857	△100,857							△100,857
自己株式の処分		△ 844		100,880	100,035							100,035
持分法適用会社 増加に伴う減少高			△ 4,250		△ 4,250							△ 4,250
株主資本以外の項 目の当該連結会計 年度変動額(純額)						△ 1,975	5,019	△ 1,114	△ 6,370	△ 4,440	1,502	△ 2,938
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	—	△ 823	△ 23,553	22	△ 24,354	△ 1,975	5,019	△ 1,114	△ 6,370	△ 4,440	1,502	△ 27,292
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	237,304	120,008	276,997	△ 1,501	632,808	2,115	713	△ 4,697	△ 20,298	△ 22,166	27,316	637,957

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

九州電力株式会社

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	226,852
投資活動によるキャッシュ・フロー	△424,623
財務活動によるキャッシュ・フロー	157,999
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 16
現金及び現金同等物の増減額	△ 39,787
現金及び現金同等物の期首残高	245,273
現金及び現金同等物の期末残高	205,485

連 結 注 記 表

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

九州電力株式会社

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 47社

主要な連結子会社の名称

株式会社キューデン・インターナショナル
株式会社Q T n e t
大分エル・エヌ・ジー株式会社
株式会社電気ビル
九電みらいエナジー株式会社
北九州エル・エヌ・ジー株式会社
串間ウインドヒル株式会社
ニシム電子工業株式会社
株式会社キャピタル・キューデン
九電テクノシステムズ株式会社
株式会社九電ハイテック
西日本空輸株式会社
西日本プラント工業株式会社
九州高圧コンクリート工業株式会社
九電産業株式会社
九電ビジネスソリューションズ株式会社
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス
西日本技術開発株式会社
九電不動産株式会社
西技工業株式会社
九州メンテナンス株式会社
キューデン・インターナショナル・ネザランド
パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド
キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社
キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社
キューデン・サルーラ
九電新桃投資股份有限公司
キューデン・パーズボロー
キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ
キューデン・インターナショナル・クリーン
キューデン・インターナショナル・サウスフィールド・エナジー
キューデン・インターナショナル・ウエストモアランド

連結の範囲の変更

連結子会社のうち、九州電力送配電株式会社、キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ、キューデン・インターナショナル・ウエストモアランドの3社については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めている。前連結会計年度において連結子会社であった株式会社キューデンインフォコムについては、当連結会計年度において連結子会社である株式会社Q T n e tとの合併により、連結の範囲から除外している。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

鷲尾岳風力発電株式会社

キューデン・イリハン・ホールディング・コーポレーション

連結の範囲から除外した非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社の数 17社

持分法適用関連会社の数 22社

主要な持分法適用会社の名称

戸畑共同火力株式会社
株式会社九電工
株式会社福岡クリーンエナジー
大分共同火力株式会社
株式会社キューヘン
誠新産業株式会社

福岡エアポートホールディングス株式会社
株式会社九建
新桃電力股份有限公司
キュウシュウ・トウホク・エンリッチメント・インベスティング社
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社
テプディア・ジェネレーティング
A E I F ・クリーン・インベスター

持分法の適用の範囲の変更

持分法適用会社のうち、キューデン・イノバテック・ベトナム、QEI Flexibility Services合同会社、キューデン・アーバンディベロップメント・アメリカの3社については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、株式会社コアラについては、当連結会計年度において株式を追加取得したことにより、株式会社ネットワーク応用技術研究所、株式会社戦国の2社については、当連結会計年度において新たに株式を取得したことにより、持分法適用の非連結子会社としている。テプディア・ジェネレーティング、DGCウエストモアランドの2社については、当連結会計年度において新たに株式を取得したことにより、前連結会計年度において持分法を適用しない関連会社であった新桃電力股份有限公司、双日パーズボロー、A E I F ・クリーン・インベスター、博多那珂6開発特定目的会社の4社については、当連結会計年度において重要性が増加したことにより、持分法適用の関連会社としている。前連結会計年度において持分法適用の非連結子会社であった株式会社ジェイ・リライツについては、当連結会計年度において所有株式を全て譲渡したことにより、持分法の適用の範囲から除外している。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称等

日豪ウラン資源開発株式会社
フーミー3・BOT・パワー・カンパニー

持分法を適用していない関連会社は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称等

株式会社エフ・オー・デー
株式会社福岡放送
株式会社博多ステーションビル
株式会社スリーイン
株式会社キューキエンジニアリング

以上の会社は、出資目的及び取引の状況などの実態から、重要な影響を与えることはできないため、関連会社には含めていない。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は、キューデン・インターナショナル・ネザランド、キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社、キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、キューデン・サルーラ、九電新桃投資股份有限公司、キューデン・パーズボロー、キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ、キューデン・インターナショナル・クリーン、キューデン・インターナショナル・サウスフィールド・エナジー、キューデン・インターナショナル・ウエストモアランドであり、いずれも12月31日を決算日としている。連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア 長期投資のうち有価証券

満期保有目的の債券は償却原価法によっている。

その他有価証券のうち時価のあるものは、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

イ たな卸資産

おおむね総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産はおおむね定率法によっている。

(3) その他連結計算書類作成のための重要な事項

ア 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の費用計上方法は、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法により計上する方法によっている。

- イ 原子力廃止関連仮勘定に係る会計処理の方法
エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の会計処理の方法は、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産（原子力特定資産を除く。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上した上で、経済産業大臣の承認後、毎連結会計年度において、料金回収に応じて、営業費用に計上する方法によっている。
- ウ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に規定する拠出金を、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて営業費用に計上する方法によっている。
また、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未償却残高については、改正法附則第6条第1項に基づき、当連結会計年度まで毎連結会計年度均等額(7,581百万円)を拠出し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、営業費用に計上することとしている。
なお、使用済燃料再処理機構に対する拠出金には改正法第2条に規定する使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。
- エ 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしている。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理している。
- オ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
- カ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。
- キ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び一部の国内連結子会社等は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1	担保資産及び担保付債務	
(1)	当社の総財産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。	
	社債	1,349,900百万円
	株式会社日本政策投資銀行からの借入金	247,656百万円
(2)	連結子会社の担保に供している資産	
	その他の固定資産	28,226百万円
	投資その他の資産	26,755百万円
	現金及び預金	7,192百万円
	なお、連結子会社の担保に供している資産のうち一部の資産は、下記の(3)の担保付債務以外に連結子会社等のデリバティブ取引（金利スワップ等）の担保に供されている。	
(3)	連結子会社の担保付債務	
	長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	74,549百万円
2	有形固定資産の減価償却累計額	7,398,683百万円
3	たな卸資産	
	商品及び製品	5,903百万円
	仕掛品	14,723百万円
	原材料及び貯蔵品	62,432百万円
4	保証債務	
(1)	金融機関からの借入金に対する保証債務	
	日本原燃株式会社	79,443百万円
	従業員	50,013百万円
	タワーラ・アジア・パワー	658百万円
	大唐中日(赤峰)新能源有限公司	404百万円
	エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社	350百万円
	宗像アスティ太陽光発電株式会社	339百万円

- (2) その他契約の履行に対する保証債務
- | | |
|-----------------------|----------|
| 福岡エアポートホールディングス株式会社 | 6,288百万円 |
| エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社 | 1,098百万円 |
| エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社 | 1,098百万円 |
| アジア・ガルフ・パワー・サービス | 288百万円 |
- 5 貸出コミットメント（貸手側）
 連結子会社である株式会社キューデン・インターナショナルは、セノコ・エナジー社と株主ローン契約を締結している。なお、当該契約に基づく貸出コミットメントの当連結会計年度末の未実行残高は次のとおりである。
- | | |
|--------------|----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 1,585百万円 |
| 貸出実行残高 | — |
| 差引額 | 1,585百万円 |
- 6 渇水準備引当金は、会社法以外の法令の規定による引当金である。（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項）

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

- 1 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|--------|--------------|
| 普通株式 | 474,183,951株 |
| A種優先株式 | 1,000株 |

- 2 剰余金の配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	7,109	15	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	1,750	1,750,000	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	9,478	20	2019年9月30日	2019年11月29日
2019年10月31日 取締役会	A種優先株式	546	546,575	2019年9月30日	2019年11月29日

- (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定である。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,109	15	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年6月25日 定時株主総会	A種優先株式	利益剰余金	1,052	1,052,877	2020年3月31日	2020年6月26日

〔金融商品に関する注記〕

- 1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に設備資金、借入金返済及び社債償還資金に充当するため、必要な資金（主に社債発行や銀行借入）を調達している。

長期投資のうち有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行会社の財務状況を把握している。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、当社は、特定小売供給約款等に従い、お客さまごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

当社グループは、外貨建社債については、通貨スワップ取引を利用することにより、為替変動リスクを低減することとしている。変動金利の金融負債については、必要に応じて金利スワップ取引を利用することにより、金利変動リスクを低減することとしている。燃料の輸入等に伴う外貨建債権債務については、必要に応じて通貨スワップ取引及び燃料価格スワップ取引等を利用することにより、為替変動リスク及び燃料価格変動リスクを低減することとしている。なお、これらの取引については、社内規程等に基づいて、執行箇所及び管理箇所を定めて実施しており、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のための取引は行わない方針である。

2 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 長期投資(*1)			
① 満期保有目的の債券	141	131	△ 9
② その他有価証券	3,906	3,906	—
(2) 現金及び預金	204,040	204,040	—
(3) 受取手形及び売掛金	235,706	235,706	—
負債			
(4) 社債(*2)	1,349,898	1,358,316	8,417
(5) 長期借入金(*2)	1,846,361	1,879,188	32,827
(6) 短期借入金	118,012	118,012	—
(7) コマーシャル・ペーパー	92,000	92,000	—
(8) 支払手形及び買掛金	65,753	65,753	—
(9) 未払税金	19,403	19,403	—
(10) デリバティブ取引(*3)	1,189	1,189	—

- (*1) 長期投資のうち、満期保有目的の債券及びその他有価証券を表示している。
なお、その他有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていない。(注2)参照
- (*2) 社債、長期借入金には、1年以内に期限到来の固定負債をそれぞれ含めて表示している。
- (*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 長期投資
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっている。
- (2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- (4) 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。
- (5) 長期借入金
長期借入金のうち、固定金利によるもの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利の長期借入金(下記(10)参照)については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。
- (6) 短期借入金、(7) コマーシャル・ペーパー、(8) 支払手形及び買掛金、並びに(9) 未払税金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- (10) デリバティブ取引
先物為替相場又は取引先金融機関から提示された価格によっている。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。(上記(5)参照)

- (注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額78,140百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「上記(1)② その他有価証券」には含まれていない。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	1,077円38銭
1株当たり当期純損失	6円05銭

[その他の注記]

- 1 共通支配下の取引等
 - (1) 取引の概要
 - ① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容
一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯関連する事業
 - ② 企業結合日
2020年4月1日
 - ③ 企業結合の法的形式
当社を分割会社とし、当社の100%子会社である九州電力送配電株式会社を承継会社とする吸収分割である。
 - ④ 結合後企業の名称
九州電力送配電株式会社
 - ⑤ その他取引の概要に関する事項
2015年6月の電気事業法改正により、送配電部門の中立性を一層確保する観点から、2020年4月に一般送配電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことが原則禁止される「兼業規制による法的分離」が義務付けられた。
当社は、この法的分離に適切に対応し、九電グループの価値向上と競争力ある事業運営体制を構築する観点から、当社が営む一般送配電事業等を当社の完全子会社である九州電力送配電株式会社に承継させる吸収分割を実施した。
 - (2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理している。
- 2 連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠し、「電気事業会計規則」に準じて作成している。

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

九州電力株式会社

(単位 百万円)

	株主資本										評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
					海外投資等 損失準備金					その他 有価証 券評価 差額金		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	237,304	31,087	89,770	120,857	59,326	7	78,447	137,781	△ 1,297	494,646	1,152	495,799
当 事 業 年 度 変 動 額												
海外投資等損失準備金の取崩し						△ 3	3	—		—		—
剰 余 金 の 配 当							△ 18,884	△ 18,884		△ 18,884		△ 18,884
当 期 純 損 失							△ 19,319	△ 19,319		△ 19,319		△ 19,319
自 己 株 式 の 取 得									△100,856	△100,856		△100,856
自 己 株 式 の 処 分			△ 844	△ 844					100,880	100,035		100,035
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額(純額)											△ 1,036	△ 1,036
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	—	—	△ 844	△ 844	—	△ 3	△ 38,200	△ 38,203	23	△ 39,024	△ 1,036	△ 40,060
当 事 業 年 度 末 残 高	237,304	31,087	88,925	120,013	59,326	4	40,246	99,577	△ 1,273	455,621	116	455,738

個 別 注 記 表

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

九州電力株式会社

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資及び関係会社長期投資のうち有価証券

満期保有目的の債券は償却原価法によっている。

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっている。

その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

(2) 貯蔵品のうち燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

3 引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

4 その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の費用計上方法は、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法により計上する方法によっている。

(2) 原子力廃止関連仮勘定に係る会計処理の方法

エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の会計処理の方法は、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産（原子力特定資産を除く。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上した上で、経済産業大臣の承認後、毎事業年度において、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費に計上する方法によっている。

(3) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に規定する拠出金を、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費に計上する方法によっている。

また、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未償却残高については、改正法附則第6条第1項に基づき、当事業年度まで毎事業年度均等額（7,581百万円）を拠出し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料再処理等拠出金費に計上することとしている。

なお、使用済燃料再処理機構に対する拠出金には改正法第2条に規定する使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の計算書類における会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(7) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

[貸借対照表に関する注記]

1 当社の総財産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債 1,350,000百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金 247,656百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 6,858,590百万円

3 保証債務

(1) 金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	79,443百万円
従業員	50,013百万円
キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	47,113百万円
長島ウインドヒル株式会社	808百万円
西日本電気鉄工株式会社	732百万円
タウィーラ・アジア・パワー	658百万円
大唐中日(赤峰)新能源有限公司	404百万円
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社	350百万円

(2) その他契約の履行に対する保証債務

福岡エアポートホールディングス株式会社	6,288百万円
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社	1,098百万円
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社	1,098百万円
アジア・ガルフ・パワー・サービス	288百万円

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	61,171百万円
短期金銭債権	6,432百万円
長期金銭債務	5,303百万円
短期金銭債務	67,882百万円

5 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業	他事業との共用固定資産の配賦額	65百万円
--------	-----------------	-------

6 濁水準備引当金は、会社法以外の法令の規定による引当金である。(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第4項)

[損益計算書に関する注記]

関係会社との営業取引による取引高の総額

費用 163,111百万円、収益 14,403百万円

関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額

4,946百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 893,219株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

繰延税金資産	
繰越欠損金	158,227
減価償却限度超過額	49,432
退職給付引当金	29,405
資産除去債務	28,048
その他	42,670
繰延税金資産小計	307,783
評価性引当額	△153,045
繰延税金資産合計	154,738
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 9,024
退職給付信託設定益	△ 5,619
前払年金費用	△ 4,855
その他	△ 6,437
繰延税金負債合計	△ 25,937
繰延税金資産の純額	128,801

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	ウィートストーンLNGプロジェクトの鉱区権益・資産保有、生産物引取・販売	所有 間接 100.0	債務保証	債務保証 (*1)	47,113	—	—
関連会社	株式会社九電工	電気工事及び電気通信工事等	所有 直接 22.6 間接 0.2	電気工事の委託 役員の兼任	配電建設工事の委託等 (*2)	40,217 (*3)	関係会社 短期債務	3,160 (*3)

(*1) キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社に対する債務保証は、金融機関からの借入金に対して保証している。

(*2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
市況、原価等を勘案して適正価格で契約している。

(*3) 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれている。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 749円40銭

1株当たり当期純損失 45円98銭

[その他の注記]

1 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯関連する事業

② 企業結合日

2020年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である九州電力送配電株式会社を承継会社とする吸収分割である。

④ 結合後企業の名称

九州電力送配電株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

2015年6月の電気事業法改正により、送配電部門の中立性を一層確保する観点から、2020年4月に一般送配電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことが原則禁止される「兼業規制による法的分離」が義務付けられた。

当社は、この法的分離に適切に対応し、九電グループの価値向上と競争力ある事業運営体制を構築する観点から、当社が営む一般送配電事業等を当社の完全子会社である九州電力送配電株式会社に承継させる吸収分割を実施した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理している。

2 電気事業会計規則の改正

電気事業会計規則が改正されたため、当事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、改正後の電気事業会計規則に基づき作成している。